

平成 24 年 7 月 4 日

金融審議会  
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 松下 忠洋

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により  
下記のとおり諮問する。

## 記

最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。